

【ブロック塀等撤去事業補助金制度 補助申請の流れについて】

①事前相談（※任意）

↓

②補助金交付申請書の提出(正副2部提出 1部はコピーで構いません)

↓添付書類：位置図、平面図、施工前の写真、見積書の写し※1

※1 補助対象部分のみの見積りを提出して下さい。

③**決定**通知書の交付

↓

④工事着手 **※事前着工の場合、補助金が出ません。ご注意ください。**

↓（工事内容に変更がある場合）

変更承認申請書の提出及び変更交付決定通知書の交付

⑤工事完了

↓

⑥完了報告書の提出(正副2部提出 1部はコピーで構いません) ※2

↓添付書類：施工後の写真、施工業者の請求書若しくは領収書の写し

⑦**確定**通知書の交付

↓

⑧請求書の提出

↓

⑨補助金の支払い

※2 完了報告と同時に請求書を提出することは可能ですが、確定通知の日付と番号を記入する欄がありますので、**同時に提出される方は空欄**にして下さい。また、確定通知書の交付後に請求書の受付となりますので、請求される日付についても空欄して下さい。

（下記枠内参考 ○については空欄）

請求書

金 円

ただし、平成○年○月○日付け湖都建第○○○号により補助金の交付の確定を受けたブロック塀等撤去事業の補助金として、上記のとおり請求します。

平成○年○月○日

■提出写真の注意事項

ブロック塀の撤去補助を利用する方で、撤去後にフェンス等を設置する場合は、ブロック塀の撤去後の写真とフェンス等を設置した後の写真を添付して下さい。